

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域 広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について

1. はじめに

岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、都市計画決定内容の変更にあたり、「都市計画運用指針」に基づく手続を令和3年度から実施しております。今回、「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案」（以下、「都市計画案」という。）の作成にあたり、都市計画案（原案）の説明会を開催しました。

2. 都市計画案（原案）

（1）都市計画の種類

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

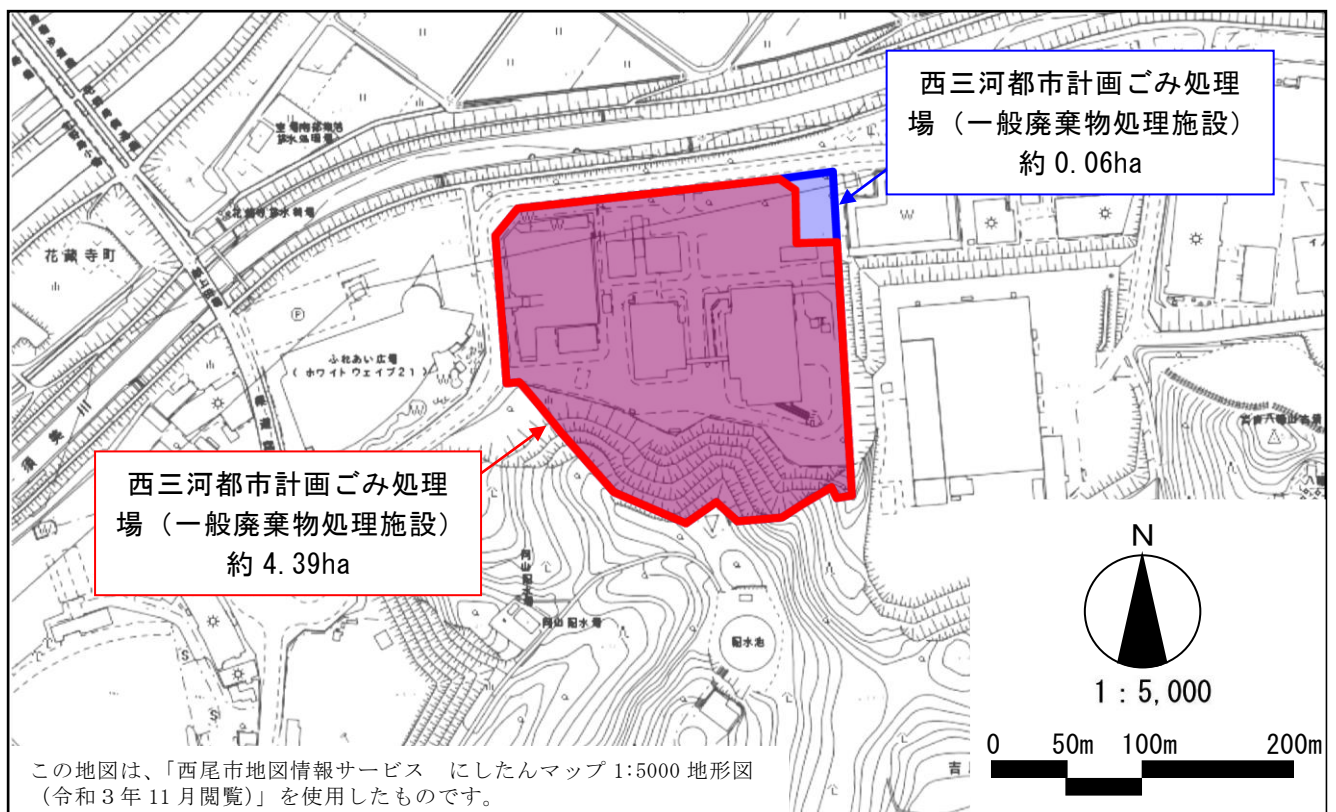
（2）名 称

西尾市クリーンセンター

（3）位 置

西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか

（4）区 域



（5）面 積

約 4.45ha

3. 都市計画案（原案）に関する説明会の実施状況

都市計画案（原案）に関する説明会を実施しました。説明会開催日等は下表のとおりです。

| 説明会開催日 | 開催時間 | 開催場所 | 参加人数 |
|---------------|---------|-------------|------|
| 令和5年10月12日（木） | 19時～20時 | 西尾市クリーンセンター | 9名 |
| 令和5年10月15日（日） | 10時 | 西尾市役所 | 0名 |

4. 都市計画案（原案）に対する主な意見等

上述した都市計画案（原案）に関する説明会における参加者からの主な意見及び質問とそれに対する事業者回答は下表のとおりです。

| 番号 | 意見及び質問 | 事業者回答 |
|----|---|--|
| 1 | 現在、駐車場となっている場所に新しい施設を建設するが、敷地内に駐車場を十分に確保することはできるのか。 | 駐車場用地を敷地外で確保することも検討しています。 |
| 2 | 現在の施設を建設する際に、今回の都市計画手続で追加する範囲を指定していなかった理由は何か。 | 前回の都市計画決定時には、都市計画決定区域北東側の道路形状が未確定であったため、都市計画決定の範囲としませんでした。 |
| 3 | 渋滞対策の他、須美川が氾濫した際の浸水対策を実施すべきでないのか。 | 新施設建設の際には、1階部分に浸水防止設備を整備する等の浸水対策を計画しています。 |

5. 今後の予定

都市計画手続のこれまでの実施状況と今後の予定は次のとおりです。

| 事項 | | 時期（予定） |
|------|-------------------|---------------------------------|
| 構想段階 | 都市計画の構想段階評価書の案の公表 | 縦覧期間：令和4年3月2日～3月31日 （実施済み） |
| | 都市計画の構想段階評価書の公表 | 縦覧期間：令和4年5月11日～6月9日 （実施済み） |
| | 都市計画の概略の案の公表 | 縦覧期間：令和4年11月1日～11月30日 （実施済み） |
| 計画段階 | 都市計画案（原案）の作成 | 令和5年度 （実施済み：10月12日、10月15日） |
| | 都市計画案の公告・縦覧 | 令和5年度 |
| | 都市計画決定の告示・縦覧 | 令和6年度 |
| 供用開始 | | 令和12年度 |